


三木市記者発表資料 (令和6年2月1日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
健康福祉部 福祉課	課長 山本 翼 (内線 2361)	生活支援係	0794-86-9955 (直通)

タイトル	
「令和5年度住民税非課税世帯に対する給付金（7万円）」の 支給を開始	
本件のポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・手続き不要の方には1世帯あたり7万円を前回の3万円給付時に指定された口座に1月26日に支給しました。 ・支給対象で世帯員に変更があった世帯等には、順次確認書を送付していますので、受付後、順次、支給手続きを進めています。 	
説明文	
<p>国の方針により、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり7万円の支給を開始しました。</p>	
1 対象世帯	令和5年12月1日時点で三木市の住民基本台帳に登録されており、世帯全員が令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯。
2 支給額	1世帯あたり7万円
3 今後の予定	
(1) 確認書の受付	今回の支給対象となっている世帯で、前回の給付金を三木市で受け取っていない世帯、前回の給付以降、世帯員に変更があった世帯等には1月中旬以降に確認書を送付しています。必要事項を記入のうえ、返送いただいた後、市で内容を審査し、不備がなければ順次支給していきます。
(2) 申請書の受付	令和5年1月2日以降に転入者がいる世帯については、申請が必要です。ホームページに掲載している様式をダウンロードのうえ、福祉課まで提出していただいた後、市で内容を審査の上、不備がなければ順次支給していきます。
4 ホームページ	https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/24/64739.html
	
本案件は次のSDGs目標に関連します。	
